

幼児教育・保育の 無償化が始まります。

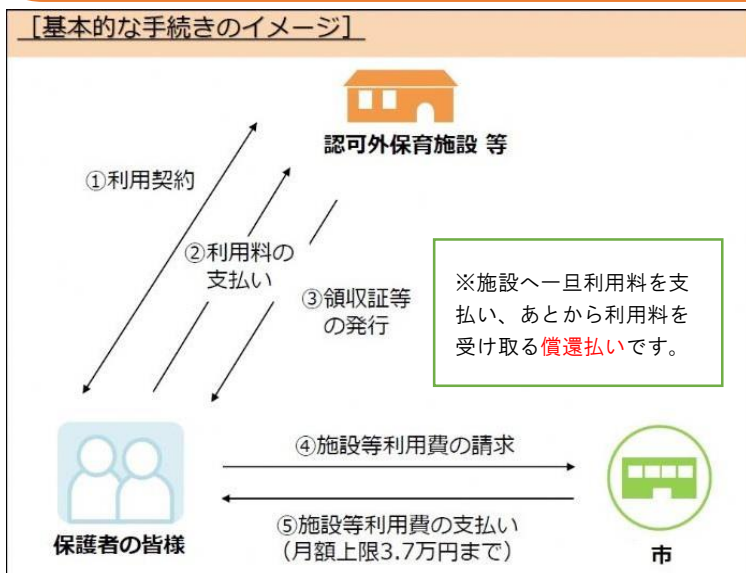
無償化となるのは・・・

保育を必要とする3～5歳児クラスの子どもと市民税非課税世帯でかつ保育を必要とする0～2歳児クラスの子どもです。

(保育所や認定こども園等を利用していないことが条件となります。)

- 無償化となる月額の上限額は以下のとおりです。
 - ・保育を必要とする3～5歳児クラスの子ども：月額3万7千円
 - ・市民税非課税世帯でかつ保育を必要とする0～2歳児クラスの子ども：月額4万2千円
- 実費徴収されている費用（通園送迎費、給食費、行事費等）は無償化の対象外となり、保護者負担となります。
- 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象です。

[基本的な手続きのイメージ]



手続きについて

無償化にかかる給付を受けるためには
保育の必要性の認定が必要です。

(月64時間以上の就労や疾病、介護など)

給付費の請求について→利用料はこれまでどおり施設へ一旦お支払いください。

- ・施設等利用費請求書に施設が発行した領収証または提供証明書を添付して、市へ提出します。
- ・請求の受付は四半期ごと（3ヶ月に1回）に行う予定です。
- ・市において請求内容を審査し約1～2ヶ月後に無償化にかかる給付金が口座に振り込まれます。
- ・無償化にかかる給付認定を受けた日以降から無償化の対象となりますのでご注意ください。